

平成31年度 施政方針と予算編成の概要説明

平成31年度の予算編成の概要と政策運営の基本的な考え方について、所信を申し述べます。

国は、我が国の経済について、「アベノミクスの推進により、日本経済は大きく改善し、デフレではない状況を作り出す中で、GDPは名目、実質ともに過去最大規模に拡大した。また、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環は着実に回りつつある」としており、経済再生と財政健全化の双方を実現していくために、「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」等を着実に実行し、「人づくり革命」と「生産性革命」を戦略的に推進し、経済の好循環の更なる拡大を実現する、としております。

このような状況下にあつて、本市の財政状況は、これまでの積極的な市債の繰上償還等の財政健全化計画の実施により一定の良好な状況を保っているところですが、本市の一般財源の大宗を占める地方交付税については、国の算定見直し等により、合併算定替えによる一本算定との乖離額が約6.9億円までに縮減されたものの、4年目を迎える普通交付税の逡減や、緩やかに進む人口減少を考慮すると、厳しい財政状況となることは変わりなく、交付税逡減に対応した取組みによる財政構造等の転換を図るためにも、「行政改革推進計画」及び「財政健全化計画」の着実な実行が引き続き必要であると考えております。

平成31年度当初予算編成にあたりましては、第2次平戸市総合計画『平戸市未来創造羅針盤』の基本構想に基づき、共通プロジェクト及び基本プロジェクトを予算編成の柱とし、「平戸市が描く未来 夢あふれる 未来のまち 平戸」の実現に向け、各種施策を推進することといたしております。

特に、重点プロジェクトである「シン・平戸創生プロジェクト」では、「平戸観光地力向上プロジェクト」として、本年度は平戸城本丸の大規模改修を実施することとしており、併せて平戸城宿泊施設整備事業として懐柔櫓の改修に新たに取り組んでまいります。

さらに、「未来を担う人材創出プロジェクト」として、産業人材確保につながる高等教育機関の誘致に積極的に取り組んでまいり所存であります。

加えて、「もうける農林水産プロジェクト」では、「もうける水産業プロジェクト」として、漁業所得の向上を目指す意欲的な沿岸漁業者に対し、県の「新水産業経営力強化事業」並びに市の「漁業後継者独立支援事業」により、漁船用機器等の導入支援に新たに取り組んでまいります。

一方、厳しさを増す財政状況の中にあつて、「行政改革推進計画」及び「第2次財政健全化計画」を踏まえながら、より効果的な事業の取捨選択を行うとともに、財政状況も

勘案した予算の重点化を図りながらも、平成27年度に策定し最終年度を迎える「平戸市人口ビジョン」と「平戸市総合戦略」に計上された施策の目標達成のためにも、積極的、重点的に予算配分を行ったところであります。

この結果、平成31年度一般会計当初予算は277億4,300万円、対前年度比5.2%の増、特別会計予算は101億8,931万7千円、対前年度比1.5%の減、公営企業会計予算は48億6,255万5千円、対前年度比6.2%の減、総会計予算は427億9,487万2千円、対前年度比2.1%の増となっております。

以下、「第2次平戸市総合計画」に掲げた目標と施策に沿って、重点施策を中心に市政運営につきましての説明を申し上げます。

1 きずなをつなぐプロジェクト【協働、地域コミュニティ、シビックプライド】

～市民と行政の協働によるまちづくりとずっと住み続けたい平戸市の創出

(1) みんなで進める協働のまちづくり ※地域協働課

人口の減少や少子高齢化の進展、市民の価値観の多様化など、生活スタイルが変化する中で、子育てや高齢者支援、健康などの福祉分野に加え、環境美化、防災防犯など多様な地域課題をいかに解決していくかがますます重要となっております。このような中、すべての課題を行政サービスで充足することや、安全・安心な住みよい地域社会を行政施策だけで実現することは難しくなっている状況にあります。

このような状況を踏まえ、市民と行政が対等・平等な立場で、お互いを理解し尊重しながら協力してまちづくりを進めていく「協働によるまちづくり」を推進していますが、さらに、市民一人ひとりがまちづくりの主役として輝き、心の豊かさや暮らしやすさを実感できるよう、共に支えあっていく協働の精神・取組みによってまちづくりを推進してまいります。

中でも、自主的なコミュニティ活動を推進するとともに、コミュニティ組織と行政が共通の目的に向けて協働を行い、地域課題の解決に取り組むことにより、地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保を図り、持続可能な集落形成の維持に向け、各地域に小学校区を基本単位とした「まちづくり運営協議会」を設置し、新しいコミュニティづくりを継続して推進してまいります。

(2) 誇りと夢を持てるまちづくり ※企画財政課

大航海時代の海外貿易都市、西海国立公園の風光明媚な大自然、鯨文化の息づく伝統芸能など、本市にはそれぞれの地域に、それぞれに持つ魅力的な文化や自然が財産として受け継がれています。この地域資源を市民が知り、学び、保全することを通じて、まちへの愛着や誇り（シビックプライド）を高めるとともに、団体や企業、行政が連携して本市の魅力ある地域資源を全国に発信し、イメージと認知度の向上を図る取組みを推進してまいります。

2 しごとをひろげるプロジェクト【産業、雇用】

～地域の特色を活かした産業振興による経済の活性化

(1) たくましく元気な産業の振興 ※農林課、水産課、商工物産課

農林業は、人口減少に伴うマーケットの縮小や従事者の減少と高齢化による担い手不足、生産体制の維持など多くの課題に直面していますが、産業としての潜在力を最大限に引き出し、若者が夢と希望を託すことのできる、たくましく元気な産業にしていかなければなりません。

市といたしましては、本市の農業の将来を見据え、魅力ある産業にするべく、生産部会や関係機関と協力し、平戸市農業振興計画に基づき、園芸品目や肉用牛の振興を中心

とした農業振興を図ってまいります。

担い手の確保につきましては、地域農業や産地を担う新たな人材の確保育成を図るため、振興品目のイチゴ、アスパラガスなどの生産部会と連携した育成に取り組むとともに、意欲ある担い手が農業経営を継続し発展できる農業所得を確保できるよう、積極的に取り組んでまいります。

園芸品目の振興につきましては、振興品目の生産規模の拡大や省力化、生産性向上に対する取組みに対し、平戸式もうかる農業実現支援事業を活用して産地の強化を進めてまいります。

肉用牛の振興につきましては、市場性の高い子牛づくりと飼養規模拡大、並びにキャトルセンターの利用促進による子牛の品質向上、飼養管理の省力化など生産性の向上等を進めてまいります。

次に、有害鳥獣被害防止対策としては、主にイノシシ被害対策を中心に、「防護」「捕獲」「棲み分け」の3対策など農作物被害の軽減に取り組んでおり、平成30年度のイノシシ捕獲頭数は対前年度比で約1.5倍に増加しています。

引き続き防護柵の設置、地元猟友会との連携による捕獲体制の維持、狩猟免許資格取得者の確保など、被害防止対策に力を入れてまいります。

また、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、農業競争力強化基盤整備事業に取り組む、必要な生産基盤及び農業経営体の育成・支援を一体的に実施してまいります。加えて、農地や農業用施設に対する災害を未然に防止し、農業生産の維持と農業経営の安定を図るとともに、国土保全や農村の安全性を確保するため、ため池の防災対策工事を継続して実施してまいります。

林業につきましては、森林の持つ水源かん養や山地災害の防止などの公益的・多面的な機能を発揮させるため、林道開設事業により、間伐など適正な森林施業を実施し、健全な森林資源の維持を進めてまいります。

また、広葉樹を中心とした森林機能の保全と資源の有効活用の観点から、本市における木質バイオマスエネルギー導入に向けた実証事業に取り組むとともに、エネルギー利用に向けた体制整備を進め、里山再生と雇用創出につなげてまいります。

一方、水産業につきましては、昨年6月に国（政府）において取りまとめた『水産政策の改革について』に基づき、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業所得の向上と漁業就業者の確保を目指す動きが目立ち始めましたが、平戸市におきましても漁業生産や流通・販売などに関する広い視野と長期的視点に立った構造改革が急務であり、取り組むべきポイントは持続的な再生産を保障するための“資源管理措置の導入”と漁業所得向上のための“流通販売方法の改善”にあると言えます。

まず、「水産資源の維持保全」策として、平戸市において特に重要な魚種を“地域重要資源”と位置付け、市内全漁協で組織する『平戸市資源管理型漁業推進協議会』を中心

として、将来にわたって漁業生産を支えるための栽培漁業や資源管理型漁業を積極的に進めるため、ヒラメやカサゴなどの計画的な種苗放流に取り組んでまいります。

また、平戸産水産物の価値を上げ、漁業所得の向上を図るため、専門家のアドバイスを受けながら、「平戸市水産物流通改善対策事業」として市内漁協及び関係機関とともに“流通・販売”に関する調査・検証・普及活動（衛生管理・鮮度管理向上対策、流通方法改善、旗艦魚の創造 etc.）を継続します。

さらに、漁業所得の向上を目指す意欲的な沿岸漁業者に対し、漁業経営の専門家（中小企業診断士、長崎県信漁連の経営指導員 etc.）を交えて『経営改善計画』を策定し、必要とする漁業関係機器類については、県とともに「新水産業経営力強化事業」による導入を支援します。

また、漁業担い手の確保及び定着促進を図るため、「浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業」など、国・県事業を効果的に活用するとともに、漁船の継承や経営の独立を目指す後継者に対しては、水揚げの向上や鮮度保持対策に必要な機器類の導入に対し、新たに「漁業後継者経営独立支援事業」により平戸市独自の支援を行ってまいります。

一方、漁業生産活動の拠点となる漁港施設につきましては、「第4次漁港漁場整備計画」に基づき、生産拠点漁港の機能充実、防災及び老朽化対策、環境整備を基本として取り組んでまいります。

商工業振興につきましては、本市の商工業は、少子高齢化や人口減少による後継者の育成問題など、依然として厳しい状況が続いております。今後はインバウンドや国内観光客獲得による消費拡大、市内店舗における競争力強化や省力化などのため、本市内の商店でもキャッシュレス決済が利用可能となるよう環境整備や利用促進に向けた取り組みを行います。

加えて、活力のある商工業の振興を図るため、本市の地域経済や雇用を支える中小企業者等に対し、中小企業振興資金制度を活用した資金調達の支援、並びに生産性を向上するための設備投資に対する助成など各種支援事業を継続します。また、新たな工場を建設する企業に対して企業立地奨励条例に基づく奨励金を交付することで、工場立地を促進するとともに産業振興と雇用機会の拡大に取り組んでまいります。

雇用対策としましては、平成30年12月現在における市内の有効求人倍率は1.54倍（参考値）と1倍を超える状況が長く続いており、景気回復の兆しがある中において、企業の採用意欲が高まる一方で若い世代の人口減少により、人材の獲得が厳しくなっている状況があります。

このようなことから人材確保対策の一環として、中小企業者等が市外からの従業員獲得のために必要な社員寮等の整備に係る経費の一部を支援するとともに、県及びハローワーク並びに高校と連携し、地元企業説明会の開催や高校生を対象とした企業見学バスツアーの開催など、地元雇用につながる取り組みも継続して実施します。

物産振興につきましては、首都圏及び関西圏並びに福岡都市圏を中心に平戸製品の知名度を高め地域ブランドの確立を目的に取り組んでいる「平戸ブランド戦略的プロモーション推進事業」を加速させ、いつでも平戸製品を購入できる店や味わえる店などの拠点施設の創出を図る取組みを推進します。加えて、既存取引のアフターフォローを図り、平戸製品の販路開拓及び取引量の拡大に努め、生産者の所得向上を目指します。

首都圏においては、平戸市アンテナ飲食店の開設を図るとともに、大手百貨店で展開しておりますアンテナショップ「平戸マルシェ」は本年1月に2周年を迎え、同フロアの平戸の鮮魚等を活用したアンテナ飲食店と統合した店舗としてリニューアルを図ります。また、福岡都市圏においては、農産物の販売促進をさらに図る取組みを実施してまいります。

(2) 魅力あるしごとの創造 ※商工物産課

地域の新たな需要の掘り起こしや雇用の場の確保、地域経済の活性化を図る取組みとして、「平戸市認定創業支援等事業計画」に基づき、引き続き創業セミナーの開催やワンストップ窓口相談開催のほか、創業者への補助及び融資による資金調達を支援することで、新たな事業の創出に努めてまいります。

また、田平地区で分譲開始した工業団地に優良な企業を誘致するため、昨年度に引き続き、長崎県産業振興財団に市職員1名を派遣し、県及び財団と連携した企業誘致活動を実施するとともに、市単独による誘致活動をさらに強化し、企業立地の実現に向けて取り組んでまいります。

3 ひとをそだてるプロジェクト【子育て、教育】

～子どもを安心して産み育て生涯を通して学べる環境の充実

(1) 健やかに成長する子育て環境の整備 ※こども未来課、福祉課

近年のライフスタイルや経済社会の変化の中で、妊娠期からの出産・育児に対する不安や問題など子育てに対する「つまづき」のリスクが高まっています。このため、より早い時期に母親の心身の不調やその兆候を発見し、支援やケアにつなげることが重要となっています。

このようなことから、妊娠・出産・育児に関する総合相談支援を行うコーディネーターを配置し、面談や相談により、妊産婦及び子育て中の親子に寄り添った切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援事業」の充実に努めてまいります。また、併せて産後の母親の心身のケアや支援、さらには育児指導を行う「産後ケア事業」を実施し、子育ての負担や不安感の軽減に努めてまいります。

本市における幼児・児童数は年々減少傾向にあります。子育て支援に対するニーズは、ますます増加しており、総合的な子育て支援が必要となっております。

だれもが安心して子どもを産み育てることができる環境を構築するため、平成 27 年度に策定された「平戸市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、育児家庭における訪問支援の充実や要保護児童へのきめ細やかな取組みの推進、ファミリー・サポート・センター事業の充実などに取り組んでまいります。

さらに、認可保育所及び認定こども園、へき地保育所等の保育料を 2 人目半額、3 人目以降を無料とし、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、療育支援につきましては、療育支援センター「あったかさん 21」を拠点として、支援体制の充実を図ってまいります。

(2) 生涯にわたる学習による人づくり ※生涯学習課、総務課、学校教育課、地域協働課

生涯学習の推進につきましては、引き続き「平戸市生涯学習推進計画[第 2 期]」の重点取組みである、「ひとづくり」を主眼として実施してまいります。その一つとして、2 年目となります「ひらど市民大学」を、長崎県立大学、長崎国際大学と連携して行います。さらに、市民の興味が深い歴史講座を新たに設け、まなぶ意欲のある市民に、年間を通じた教養講座を受講していただき、このことを通して、地域で活躍する人材育成を図ってまいります。

また、従来から実施している、市民生涯学習講演会、出前講座、公民館における各種講座につきましても、市民ニーズに沿った創意工夫を行い、拡充に努めてまいります。

生涯学習の機会拡大に向けては、生涯学習に関する情報の収集や発信を行い、学習意欲が高まるように努めてまいります。

人権教育につきましては、社会的にも重要なテーマと捉え、平成 29 年度から始めた「人権教育講座」も好評であることから、さらに「人権」について、やさしく学べる工夫を凝らして実施してまいります。また、年数経過に伴う故障でご迷惑をおかけしております、生月町開発総合センターの空調設備については大規模改修を行い、快適に利用できる環境を整備し、利用促進につなげてまいります。

図書館事業につきましては、平成 31 年度も平戸図書館を中心として、自由で公平な資料の提供を行うとともに、市民が必要な情報を取り出せるよう、図書資料の充実を図ってまいります。また、市民の読書活動を推進するために「絵本はじめましてブックスタート事業」、「すみずみまで本を届ける事業」、「平戸図書館へCOLAS事業」などを継続して実施いたします。さらに、図書館の新規利用者の拡大や図書利用を促進するため、「図書館を使った調べる学習コンクール」や「図書館まつり」等を開催いたします。

青少年の健全育成事業につきましては、健全育成会など地域との連携を図り、子ども達の健やかでたくましい成長を促すため、放課後子ども教室、少年自然体験交流、少年

の主張大会や通学合宿などを開催するとともに、実施地域の拡大を検討してまいります。

公民館については、地域住民のニーズにあった公民館運営に取り組み、「ひとつづくり」のステージとしての役割を全うするため、職員一丸となって地域の市民が利用しやすい施設になるように努めてまいります。また、今年度より、老朽化した生月町中央公民館については、既存施設を有効活用して、生月支所2、3階に改修移転する事業に着手いたします。

また、公民館機能や市窓口機能を兼ね備えた複合社会教育施設として、(仮称)度島ふれあい会館を整備し、島民の憩いの場及び交流の場として活用いたします。

男女共同参画社会の推進につきましては、平成28年に女性活躍推進法が制定・施行されたことにより、ますます男女共同参画の視点が重要視され、男女が仕事・家庭・地域活動に対等なパートナーとして参画していくことが求められていることから、男女共同参画及び女性活躍推進についてのセミナー開催など学ぶ機会を提供し、個人や企業の意識の醸成に努めてまいります。

幼児教育の推進につきましては、幼稚園などと小学校が互いの教育・保育内容について相互理解を深めたり、小学校への就学にあたっての問題点について情報交換を行うことで、スムーズな就学が図れるよう、幼保小連絡地区別会議を開催してまいります。

豊かな心を育む教育の推進につきましては、これまで、学校図書館ネットワークの構築や学校図書館支援員の配置により、児童・生徒の読書力向上に大きな成果をあげており、今後とも子どもの感性や情操を育むため、読書環境の整備と読書の質の向上に努めてまいります。

また、いじめ・不登校対策につきましては、平戸市いじめ防止基本方針の運用と平戸市生徒指導推進協議会の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー及び関係機関との連携、平戸市適応指導教室「のぞみ」における支援活動を充実してまいります。

そのほか、特別支援教育につきましては、本市を含めた北松地区における特別支援教育の充実を図るため、2021年度開校に向けて県立佐世保特別支援学校北松分教室が設置されることにあたり、設置予定である市立田平中学校の校舎の一部について、必要な改修を行うなど準備を進めてまいります。

未来を切り拓く確かな学力の定着を図るために、国や県の事業による学力調査を実施するとともに、本市独自の学力調査を小学校全学年、中学校1、2年生を対象として取り組み、学習指導の充実に役立てます。また、一昨年度から導入したタブレット型パソコンをはじめICT機器の有効活用により、授業を充実させてまいります。さらに、英語検定やイングリッシュキャンプの取組み、小・中学校へのALTの配置により、英語

に関する関心を高め、英語力の向上を図ってまいります。

地域に根ざした学校づくりの推進につきましては、小学校社会科副教材を活用したふるさと学習を進めるとともに、地域と連携した学校づくりを一層推進するため、地域が協働して学校経営に参画する「学校運営協議会」を設置してまいります。

児童生徒の安全確保対策を推進するために、老朽化した施設の改修に努め、児童生徒が安全で安心して学習できる環境整備に努めてまいります。また、安全安心な学校給食の提供につきましても、必要な学校給食共同調理場の整備に努めてまいります。

一方、市民スポーツの推進につきましては、幼年期から高齢期まで、ライフステージにあわせたスポーツを推進し、市民の健康づくりとスポーツを通じた交流を促進するため、健康まつりの開催やスポーツ教室などの事業を行います。それらの事業に関わるスポーツ推進委員は、市民ひとり1スポーツを目指して、軽スポーツの普及に取り組んでまいります。また、誰もが気軽に参加できる「ひらどツデーウォーク大会」は、九州マーチングリーグ加入効果により市外・県外からの参加者も多く、全国に向けて平戸市の魅力を発信できる一大イベントとなっています。より平戸らしさを感じていただけるコース設定を行い、さらなる参加者の増加に努めてまいります。

また、スポーツ競技力の向上につきましては、市民体育祭の開催、少年スポーツ団体への支援や人材育成などを行い、能力の高い選手の育成や各種競技における底辺拡大に努めてまいります。さらには、県大会の予選を勝ち抜き、九州大会や全国大会に出場する個人・団体に対し、その大会に参加する費用の一部を支援することで本市スポーツの競技力の向上に取り組んでまいります。

スポーツ施設整備につきましては、年次計画を立て修繕や改修を行い、安全で安心して利用できる施設管理に努めてまいります。

4 くらしをまもるプロジェクト【保健、医療、福祉】

～生きがいを感じ安心していきいきと暮らせる地域の形成

(1) 笑顔輝く健康生活の実現 ※健康ほけん課、こども未来課

市民一人ひとりが心身ともに健康で安心して暮らせるための健康づくり支援として、健康診査、がん検診、健康教育などにより、健康管理についての啓発、疾病等の予防に努め、生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

特定健康診査・特定保健指導事業につきましては、平成30年度からの第三期特定健康診査等実施計画及び第二期保健事業実施計画に基づき、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な事業の推進を図ってまいります。国が示す特定健診並びに特定保健指導実施率の目標を60%と定め、その達成と維持向上に向けて、各地区に健康づくり推進員の配置や、まちづくり運営協議会など、地区組織と連携して受診率向上を目指してま

います。また、医療機関と連携した外来患者への特定健診の受診勧奨~~や、定期受診者、職場健診データの提供による「みなし健診」~~を推進するとともに、引き続き、人間ドック・脳ドックの実施に取り組んでまいります。

さらに、インセンティブとして継続受診者の特定健診受診料無料化や健康づくりポイント制度を実施し、受診率の向上に努めてまいります。

また、歯を喪失する原因となる歯周病対策として、これまでの40歳～70歳の5歳刻みの歯周疾患検診対象者を40歳～74歳の全年齢に拡大し、併せて受診料の無償化を図るとともに、歯科保健の啓発活動を積極的に行い、予防行動の充実を図ってまいります。

がん検診につきましては、大腸がん、胃がん、肺がんの発がんリスクが高まる65歳以上の受診料無料化や、乳がんにおいて、同じく発がんリスクが高まる40歳～60歳の受診料無料化の継続や関係団体と連携するなど、がん検診の受診率向上に努め、早期発見・早期治療につなげてまいります。

食育推進につきましては、各地域、各種関係団体で食育の実践につながる活動が積極的に取り組まれているところであり、普及活動を充実するとともに、各種団体との連携を強化し、市民運動として推進してまいります。

また、最終年度となっている「第2次平戸市食育推進計画」の次期計画策定に向けた評価等を行い、さらなる充実に努めてまいります。

子どもの健全な成長発達支援につきましては、適切な時期に適切な支援を行う等、異常の早期発見、早期支援・療育が重要であり、「乳幼児健康診査」や「5歳児発達健康診査」、「就学前準備教室」、その他発達支援に係る訪問指導や相談事業など、子どもやその親に対し、適切な助言指導や、きめ細かな支援のさらなる充実を図ってまいります。

また、妊婦健診につきましては、安心・安全な出産を行うための大切な健診であり、特に、産婦人科施設が無い本市においては、全ての妊婦が健やかに過ごせるよう、毎回の健診を安心して受診できる体制として、健診費の助成のほかに交通費及び超音波検査費用を一部助成する「安心出産支援事業」を実施し、安心して子供を産むことができる環境整備と妊婦の負担軽減に努めてまいります。

予防接種におきましては、国の定める法定接種の接種率の向上と適正な推進を図るために、法定接種外となる子どものインフルエンザ予防接種について、生後6か月から中学生までを助成対象として実施し、病症の重症化及び感染を予防して、子どもを育てやすい環境の整備に努めてまいります。

また、虫歯予防として、幼児期のフッ化物塗布・洗口、及び小・中学校のフッ化物洗口事業を実施し、虫歯予防の啓発活動や予防行動の充実を図ってまいります。

(2) 安心安全な医療体制の充実 ※市民病院、健康ほけん課

市民が安心して生活することができる医療サービスを提供するために、休日等におけ

る救急医療対策として、平戸市医師会の協力により在宅当番医制による初期救急医療体制を継続していくとともに、佐世保県北医療圏の救急医療体制整備について、休日・夜間等の重症救急患者の医療確保を目的とした3市1町で構成する病院群輪番制病院運営事業による二次救急医療体制を継続してまいります。

また、平戸市民病院を拠点とした長崎大学への委託による「地域医療人材育成事業」につきましても、地域医療を担う人材の育成・確保の観点から引き続き実施してまいります。

さらに、連携中枢都市圏形成事業として、初期から二次救急医療体制を守るための地域医療に関する課題について検討・共有を図り、住民啓発などの地域医療を守る取組みを行い、圏域住民が安心して住み続けられるまちづくりを推進してまいります。

離島医療につきましては、度島及び大島地区において、引き続き、県の「しますけつと団医師斡旋事業」による医師派遣などの制度活用を図り、医療機器の整備をはじめ、老朽化している大島診療所について整備に着手し、医師が継続的に勤務しやすい環境づくりの構築を図り、地域医療ならではのきめ細やかな医療を提供できるよう、離島医療サービスの確保に努めてまいります。

市立病院の経営状況につきましては、平成29年度決算において市民病院では2,505万円、生月病院では1,578万円の純利益を計上することができ、資金収支においても一定の確保ができています。

市民病院における医師確保の状況につきましては、6月から半年間、内科医1名を確保することができましたが、常勤医の確保は年々厳しくなり、厚生労働省が定める標準的な医師数を大きく下回っている状況にあります。現在の常勤医の負担軽減を図るため長崎大学病院や佐世保市総合医療センターなどから当直等の応援医師の派遣を受け、どうか医師確保を図っていますが、常勤医の確保が喫緊の課題となっております。

一方、生月病院においては、交渉を続けている医師はいるものの進展は見られず、新たな医師の確保はできませんでした。長崎労災病院などから当直などの応援医師の派遣を受け、常勤医の負担軽減に努めているところであります。

両病院は、医師不足に加え医師の高齢化も進んでおり、新たな医師招へいは、非常に困難な状況にありますが、県や大学病院等に働きかけることはもとより、本市出身医師の動向や、いろいろな方々のつながりも活かしながら医師確保に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。

平成31年度においては、両病院で統一した電子カルテシステムの導入を予定しており、導入により、病床機能の回復期病床や介護医療院への転換に対応することができ、医師の負担軽減が図られるとともに常勤医師を招へいするうえで欠かせないシステムであると考えております。

また、平成 28 年度に策定した平戸市立病院新改革プランについて、計画期間中の点検評価を行うため、平戸市立病院新改革プラン点検評価委員会を設置し、毎年度実施状況について客観性を確保しながら検証を行っております。

新改革プランで目標達成に向けた具体的な項目として掲げている医師及び医療スタッフの確保策や経営の効率化に真摯に取り組み、長崎県が策定した地域医療構想との整合性を踏まえ、地域の医療需要に適した医療提供体制を構築し、安定的かつ継続的な病院運営に努めてまいりたいと考えております。

国民健康保険事業につきましては、近年、急速な高齢化の進展や医療の高度化などにより、被保険者数は年々減少するとともに、1人当たりの医療費は年々増加しており、厳しい財政状況にあります。平成 30 年度から、持続可能な医療保険制度を~~構築するた~~~~め~~目指し、国保事業が都道府県化され、~~その動向を見極めるため~~、長崎県が国保財政の中心的な役割を担うこととなりました。平成 30 年度保険税率は据え置いておりましたが、依然として、一人当たりの医療費は伸び続けている状況にあり、平成 31 年度に必要となる保険税を確保するためには、被保険者数の減少や所得状況などを踏まえますと、税率の改正が必要となってまいりました。このことから、モデル世帯において、6.2%の税率改定（引き上げ）を行うことといたしております。

今後も、国保財政の健全化を図るため、適正な賦課及び収納率向上対策に取り組むとともに、保健事業の積極的な取り組みと併せ、訪問による重複多受診者への適切な受診指導や医療費通知、ジェネリック医薬品の使用促進を図り、医療費の抑制につながるよう努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、保険者である長崎県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、適正な医療給付に努めてまいります。

(3) みんなが活躍できる福祉の充実 ※長寿介護課、福祉課

高齢者福祉につきましては、高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、事業展開を図ってまいります。

主な取り組みといたしましては、タクシー、バス等の公共交通機関を利用した移動費用を助成する「高齢者いきいきおでかけ支援事業」を引き続き実施し、高齢者の外出機会の拡大と社会参加の促進を図ってまいります。また、高齢者の介護予防に向けた地域での健康づくりの場の提供や高齢者の見守りなど、各地域のまちづくり協議会等と協働して取り組み、地域住民同士が高齢者一人ひとりを支えあう仕組みづくりに努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、平成 29 年度に策定した「平戸市障害福祉計画及び障害児福祉計画」に基づき生活支援事業等を実施し、障がいのある人もない人も一人ひとりが個人として尊重され、自分らしい自立した生活が送れるよう障がい者福祉施策を継続して推進してまいります。

低所得者対策につきましては、生活保護世帯、生活困窮者等が抱える問題の解決に向けた制度の活用や、支援策等の適切な助言、各関係機関との連携を行い、早期の自立支援に向けた取組みを行ってまいります。

また、本年10月からの消費税率引き上げに伴う対応として、低所得者・子育て世帯向けプレミアム商品券を発行・販売し、所得の低い方々への負担の軽減及び子育て世代の消費に与える影響の緩和を図ってまいります。

5 まちをつくるプロジェクト【定住・移住、自然環境、生活基盤】

～まちの活気をつくる定住・移住の促進と安心できる生活空間の確保

(1) 住みたい住みたいまちづくり ※地域協働課

近年、スローライフや都市住民の生活スタイルの多様化などを理由に田舎暮らしを望む方も多いことから、都市圏での移住相談会等で定住・移住に関する情報提供を行ってまいります。また、定住・移住につなげるために、お試し住宅である「ひらど仮暮らし体験家屋」で平戸暮らしを体験していただいたこともあって、年々U I ターン者は増加しておりますが、依然として転出者が多い状況に変わりはありません。

このことから、引き続き、定住・移住者を対象に、住宅の新築、改修や引越し費用等の助成を行うとともに、空き家の利活用と家屋の再生を図るための「空き家バンク」の物件登録の増加に努め、利用者のニーズに合った物件の提供と、きめ細やかな移住の情報提供に努めてまいります。

(2) 未来へつなぐ自然環境 ※市民課、商工物産課

地球温暖化をはじめとする自然環境問題は、私たちが世界規模で優先的に取り組まなければならない最重要課題であります。本市は、「平戸市CO₂排出ゼロ都市宣言」を行っており、「平戸市CO₂排出ゼロ都市推進基本計画」に基づき、住宅用太陽光発電システム設置促進や再生可能エネルギー事業者への側面的な支援を行うなど再生可能エネルギーの推進を引き続き図るとともに、公共施設においても、これまでの太陽光発電の設置に加え、照明のLED化についても計画的に取り組んでまいります。

また、ごみの減量化とリサイクル社会の構築を図るため、再資源化推進事業に取り組んでおり、従来の再資源化交付金に加え地域の資源回収拠点となりうる資源物拠点回収施設支援事業補助金など、さらなるごみの減量化とCO₂の排出抑制に努めてまいります。

加えて、長崎県環境アドバイザー派遣制度、出前講座などを活用したエコ学習の実施やエコドライブの必要性など、CO₂排出抑制に向けた取組みへの理解と周知を図って

まいります。

環境保全対策の推進につきましては、快適で住み良い環境づくりとして、公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上に資するため、継続して浄化槽の設置を促進し、汚水処理人口普及率の向上に努めてまいります。

また、平成30年度から斎場使用料を統一するとともに、大島地区を除く火葬業務を平戸斎場に集約しております。引き続き適切な運営に努めるとともに、今後は、老朽化に伴い廃止した生月町人形石斎場の解体に向けた設計に着手いたします。

廃棄物処理施設につきましては、平成31年度から大島地区の一般廃棄物についても北松北部クリーンセンターで処理することから、スムーズな広域処理に移行できるよう努めるとともに、最終処分場につきましても、今年度から施設の集約をいたしますので、早く軌道に乗るように適切な管理運営に努めてまいります。

(3) 住み良いまちを支える生活基盤の実現 ※都市計画課、水道局、総務課、消防、建設課、地域協働課、市民課

くつろぎと魅力ある居住空間を形成するため、公営住宅の整備につきましては、「平戸市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長期的な活用を図るべき住宅において、耐久性の向上を図るため、外壁、屋根について予防保全的な改善を実施するとともに、市営住宅の適正管理及び安全で快適な市営住宅の供給に努めてまいります。

水道事業につきましては、国において人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対し、水道の基盤強化を図るため、昨年、水道法が改正されたところでございます。本市におきましても給水人口の減少等に伴い、給水収益は減少傾向となる一方で、老朽化による施設の更新や耐震化に多大な費用が必要となっており、事業経営は今後ますます厳しいものとなることが予測されます。そこで平成29年に「平戸市水道事業経営戦略」を策定し、徹底した「水道事業の効率化・経営健全化」に取り組み「経営基盤の強化」を図っております。

こうした状況を踏まえ、安全で安心な水道水を安定的に継続して供給するため、「平戸上水道統合整備事業」「生月神の川浄水場更新事業」及び「老朽管路更新事業」を実施してまいります。

良好な都市環境の形成につきましては、市街地中心部の活性化や観光都市として賑わいを創出するために、平戸城下旧町地区における町屋の保存・改修、道路美装化等を継続して実施し、個性的で魅力ある街なみの整備に取り組んでいくとともに、地域資源を活かしながら良好な景観形成を維持し、美しいまちづくりを推進してまいります。

都市公園につきましては、利用者の安全性を確保し、公園施設の維持管理及び緑地の適切な保全に努めてまいります。また、都市公園の質の向上を図るため、一部の都市公園において民間事業者等の投資を誘導し、財政負担を軽減しつつ、公園利用者の利便性向上に資する取組みを図ってまいります。

防災体制及び対策の推進につきましては、「災害に強いまちづくり」を推進するため、自主防災組織の育成・強化を図るとともに、関係機関との連携・協力を密にしながら、あらゆる災害に対処できる体制の整備に努めてまいります。また、原子力災害対策につきましては、避難計画の実効性を高めるため、県や関係自治体と連携を深め、国及び県に対し要望を継続し、もしもの事態に対応できる体制の整備に努めてまいります。

消防力の充実強化につきましては、消防職員、団員の装備の充実及び消防水利、消防施設等の充実強化に努め、大規模かつ複雑多様化する災害に迅速かつ的確に対応できる消防体制を確立し、安全、安心のまちづくりに努めてまいります。

救急体制の充実強化につきましては、救急件数が年間 1,700 件以上となり、年々、より高度な処置が求められていることから、計画的な研修派遣等を実施し、救急救命士・救急隊員の知識及び技術力の向上を図り、多様化する救急業務に的確に対応するよう努めてまいります。

火災予防対策の推進につきましては、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等と連携して住宅用火災警報器設置の普及促進に取り組むなど、火災予防の重要性を広く周知、啓発し、火災を出さない環境づくりに努めてまいります。

交通安全対策につきましては、交通指導員などによる立哨指導や交通安全教育の実施により、交通事故の未然防止に努めてまいります。また、幼児・児童の交通安全教室につきましては、交通安全協会の協力を仰ぐとともに警察、交通安全母の会など関係機関と連携を図りながら継続的な交通安全対策を講じてまいります。

防犯対策につきましては、市民及び観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現のために、防犯啓発の情報提供を行うなど、市民への防犯意識の高揚を図るとともに、警察など関係機関と連携のもと、防犯活動に努めてまいります。

市民総合相談につきましては、市民相談・消費者相談の総合的な窓口体制により、複雑かつ巧妙化する特殊詐欺や悪質商法などによる被害から市民を守り、誰もが安全で安心して暮らせる社会の構築に努めてまいります。

離島地区住民の生活航路の維持確保につきましては、度島地区と高島地区の2航路へ運航経費の一部を負担し、利便性の向上等に努めてまいります。

また、度島航路と大島航路におきましては、国や県の補助金を受け、加えて平戸市再生可能エネルギー活用離島活性化基金を活用し、経済的な負担軽減を図るため、度島地区と大島地区住民のフェリー旅客運賃の割引制度を継続してまいります。

路線バスの維持につきましては、市内生活路線及び広域生活路線に対する運行経費の補助や業務委託により、高齢者や学生等の交通弱者の移動手段の確保に努めておりますが年々その経費が増大しているのが現状です。そこで、昨年度、効率的な市全域の公共交通の体系構築を行うための指針とする「地域公共交通網形成計画」を策定し、今年度は、この計画をより具体化するため「地域公共交通再編実施計画」を策定し、市内交通体系の維持に努めてまいります。

市道の計画路線につきましては、集落間を結ぶ交通ネットワークの充実を図るため、交付金事業3路線、過疎対策事業10路線、辺地対策事業4路線を整備し、安全性、快適性の向上に努めてまいります。また、生活道路につきましては、単独改良事業により安全施設整備や側溝整備など安全性の確保に努めるとともに、老朽化が進む道路施設については、計画的な点検や補修により長寿命化を図ってまいります。

市道の環境整備につきましては、沿線の樹木が張り出し、車両事故や歩行者を巻き込む事故につながる危険性がありますので、市道沿線樹木伐採事業を推進し、自治会との協働による安心安全な道路環境の整備に努めてまいります。

6 たからをみせるプロジェクト【観光、文化、シティプロモーション】

～観光平戸の再生とシティプロモーションによる交流人口の拡大

(1) キラリ輝く観光地平戸 ※観光課、文化交流課

観光の振興につきましては、本年度も「平戸城大規模改修」をはじめ、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録効果による、平戸観光の再生に向け観光誘客に努めてまいります。

まず、観光人材育成プログラム事業につきましては、第2次平戸市総合計画にも掲げる「DMOの推進」を図るため、平成30年度からの継続事業として、専門家1名を配置し、その母体となるべき平戸観光協会に対し委託を行い、DMO化に向け組織強化を行っております。本年度は、さらなる体制整備に着手する一方、大学連携などを行う大学からインターンシップを受け入れ、人材育成など平戸観光のレベルアップにつなげてまいります。

平戸版 DMO 推進事業につきましては、平成 31 年度に国の DMO 候補法人に登録する必要があることから、その具現化のために、マーケティング調査事業をはじめ、登録に向けた事業戦略を構築してまいります。

外国人誘客につきましては、東アジアを中心に増加傾向にあります。今後は、団体客から個人客へシフトしていくことから、公共交通機関等利用促進事業として、レンタカーを活用した企画商品、パッケージ商品造成を強化し、外国人の個人客を取り込む施策を展開してまいります。

さらに、世界遺産登録後、韓国からの観光客は「巡礼ツアー」等で増加していることから、漁師体験や九州オルレコースも活かしながら、九州観光推進機構等とも連携強化を図り、外国人観光客の誘客に努めてまいります。

平戸城につきましては、第 2 次平戸市総合計画の主要プロジェクトにも掲げる「日本初の城の宿泊施設整備」に向け、平成 31 年度より事業に着手いたします。対象となる懐柔櫓につきましては、経年劣化による長寿命化とあわせ、入館対策及び外国人誘客につなげるべく、宿泊施設化への改修を行い、整備後は、新たな平戸の魅力の一つとして活用した旅行商品の造成等を実施することで観光誘客へとつなげてまいります。

また、平成 30 年度から 3 か年計画で平戸城大規模改修を行っておりますが、平成 31 年度は、本格的に本丸や見奏櫓などの改修に入ります。平成 31 年 10 月頃から、施設を一旦休館する計画であり、整備後は、平戸観光のシンボルとして活用を図ってまいります。

世界遺産登録受入環境整備につきましては、平成 29 年度からの継続事業で、世界遺産に登録された春日集落への周遊バスの運行等を行い、観光客の滞在時間の延長につなげてまいります。

体験型観光推進事業につきましては、本市 5 地区の体験観光協議会が加盟している一般社団法人まつうら党交流公社が、昨年は約 2 万人の修学旅行の受け入れを行っており、そのうち約 3 割を本市で受入れていることを考慮し、引き続き、交流公社に対して支援を行ってまいります。

~~（仮称）観光交流センター（レストハウス）整備事業につきましては、設計に基づき、解体及び新築工事に着手し、平成 32 年 3 月の完成を目指してまいります。~~

テーマパーク観光プロモーション事業につきましては、本市を一つのテーマパークとして捉え、1 年を通して季節毎の特色を活かしたイベントを展開する「平戸藩の四季めぐりシリーズ」について、積極的に情報発信に努め、観光誘客の促進につなげてまいります。

歴史を活かした地域間交流・国際交流を促進するために、地域間交流につきましては、姉妹都市である香川県善通寺市への市民号派遣や、物産交流等による更なる友好親善を行い、市民レベルでの交流を深めてまいります。また、北海道枝幸町との交流では、「い

きいき交流事業」として、中学生6名の受入れを行い、本市中学生とホームステイを通じ自然環境や歴史・文化等の違いを体験することで、次代を担う子どもたちの育成に向けた交流を進めてまいります。

国際交流につきましては、市民が自ら行う国際交流活動に助成するとともに、国際交流員2名を引続き配置することにより、市民の国際感覚の醸成や異文化理解を深めるための支援を積極的に行ってまいります。

東アジア交流事業として、歴史上の偉人である鄭成功を縁として、友好都市である中国・南安市、市民交流促進協定を締結している台湾・台南市とさらなる交流を深めるため、市民と一体となった交流促進事業に取り組むこととしております。

次に、姉妹都市であるオランダ王国ノールトワイケルハウト市は、本年1月にノールトワイク市と合併され、ノールトワイク市となっております。交流につきましては新市に引き継がれておりますので、引き続き高校生12人を両市の間で相互に受入、派遣する短期留学事業を行い、ホームステイ等を通じて外国の文化や生活習慣の違いを理解・体験し、豊かな国際感覚を持った人材の育成に努めてまいります。

一方、2020年が三浦按針没後400年の節目の年にあたることから、その功績を顕彰するとともに、広く内外へ発信するため、市内の関係団体と連携し、各種記念事業に取り組んでまいります。

(2) 後世に伝える平戸の宝 ※文化交流課

豊かな自然、古くから海外との交流によって残された歴史的遺産、世代を重ねて伝えられた文化的資源が数多く所在する本市にとって、文化財を保護し、後世に伝えることは重要な責務であることから、これらを活用して地域文化の振興を図り、市民が誇りとする郷土愛の醸成と人材の育成に努めてまいります。

文化財の保護につきましては、県下でも有数の国・県・市指定文化財及び登録文化財206件を有しており、平戸学の推進、神浦重要伝統的建造物群保存地区整備、重要文化的景観保護推進などを主要事業として、引き続き保存・保護に努めるとともに、市民及び観光客への周知・公開・活用への取組みを積極的に進めてまいります。

世界文化遺産につきましては、登録1周年記念事業やライトアップ事業などを実施するとともに、春日集落拠点施設「かたりな」及び生月町博物館島の館を中心に、世界遺産の普及啓発や情報発信、受け入れ体制の充実に努め、地域振興や観光振興につなげてまいります。

文化の振興につきましては、市美術展覧会、青少年音楽会、文化まつりの開催など、市民が積極的に参加できる場を設け、個性豊かな人材育成と地域文化の活性化を促します。また、「ひらんの風コンサート」「文化芸術による子どもの育成事業」「青少年劇場」「宝くじ文化公演」などを開催し、芸術鑑賞の機会提供に努めてまいります。

文化施設の整備につきましては、「生月町博物館島の館」や「平戸オランダ商館」など

の適正な管理運営を行い、それぞれの施設の持つ魅力を発信し、入館者の増加に向けて事業を展開してまいります。

(3) シティプロモーション戦略の推進 ※企画財政課

魅力ある地域資源を全国に発信するためには、まず市民一人ひとりが地域を知り、自らが「平戸ファン」となることが必要です。そして、市民・行政・民間と一体となって、本市の宝である文化、自然、特産品などの豊かな資源を包括的かつ効果的に全国に向けて発信し、より多くの「平戸ファン」を獲得することで、観光客や移住等の交流人口増につなげていき、まちの活性化を図ってまいります。

平成31年度におきましては、「平戸市シティプロモーション指針」に基づき、フェーズワンとして、職員の意識改革から取り組み、シティプロモーション事業を効果的に行う体制を整えてまいります。

7 ちからをつけるプロジェクト【行財政運営】

～効果的・戦略的な行政経営の推進

(1) 将来を見据えた行財政運営 ※人事課、企画財政課

行政改革の推進につきましては、本市における将来的な人口減少や普通交付税の合併算定替の逡減に対応するため、引き続き平戸市行政改革推進計画及び平戸市定員適正化計画に基づき、安定的な歳入確保をはじめ行政経費の削減や職員数抑制等を実施してまいります。

「定員適正化計画」の推進につきましては、第2次平戸市定員適正化計画に基づき、職員数の削減に努めてきたところであり、平成30年4月1日現在では、計画対象職員数376名に対し、370名となっています。今後におきましても、多様化する行政ニーズに対応するために、業務の効率化はもちろんのこと、各種職員研修の実施や人事評価制度を活用した人材育成により、職員一人ひとりの資質向上に努めるとともに、多様な任用制度を活用しながら、効率的・効果的な行政運営に取り組んでまいります。

健全な財政運営の推進につきましては、行政コスト削減に努めるとともに有効な財源の確保に努めながら、平戸市の将来を見据えた中・長期的展望の中で、本市の発展につながる施策を展開できるよう努力しているところであります。

特に、自主財源に乏しく地方交付税に依存している本市におきましては、4年目を迎える普通交付税の合併算定替の逡減が続く中、今後も大変厳しい財政運営が予想されることから、「行政改革推進計画」及び「財政健全化計画」に沿って、合併算定替による特例期間が終了する平成32年度までに、一本算定を見据えた安定的な財政運営に努めていくこととしているところであります。このようなことから、平成31年度におきましても

事業効果の精査を徹底し、捻出された財源を活用しながら第2次総合計画を踏まえた重点施策の充実等を図ることとしたところであります。

その中でも、本市の文化・スポーツの拠点施設である文化センターにおいて、老朽化に伴う改修を行ってきましたが、本年度におきまして、最終的な大規模改修を実施いたします。

また、「ふるさと納税」につきましては、昨年総務省通知に伴い、全国的に、通知に従わず、高還元率や商品券等を活用した自治体が多くあり、そこに寄附金が集中したところでもあります。ふるさと納税の健全な発展を目指す本市にとっては、国の指導に対応した自治体と同様に、大きな影響を受け、平成30年度における寄附額は、約6億1千万円と大幅な減少を見込んでいます。

しかしながら、ふるさと納税による寄附金は、自主財源の乏しい本市にとって、貴重な財源となっており、平成27年度から積極的に展開している人口減少対策及び平戸市総合戦略の各事業に重点的に活用されております。これからも引き続き寄附金の使途を明確にし、本市が積極的に取り組んでいる人づくりやまちづくりの状況を市内外に発信し、全国の寄附者に応援していただけるよう、様々な改善を図りながら、寄附者の満足度向上と併せて、自主財源の確保に取り組んでまいります。

以上、「第2次平戸市総合計画」に掲げた目標に沿って、一部特別会計を含め、平成31年度一般会計当初予算の概要と所信の一端を申し述べさせていただきました。

市民の皆様の信頼に応えるべく、主要事業の推進に全力を傾注してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、その他、各特別会計及び企業会計の平成31年度当初予算の総額は、

国民健康保険特別会計	50億8,202万円
後期高齢者医療特別会計	4億4,147万円
介護保険特別会計	46億 573万4千円
農業集落排水事業特別会計	1,311万2千円
宅地開発事業特別会計	832万7千円
あづち大島いさりびの里事業特別会計	1,191万3千円
駐車場事業特別会計	440万円
工業団地事業特別会計	2,234万1千円
水道事業会計	17億8,296万8千円
病院事業会計	28億4,193万円
交通船事業会計	2億3,753万1千円

となっております。

